

◎新潟県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成31年4月19日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就 任

理事 南魚沼市泉新田199番地1 久川 和義

就任年月日 平成31年4月5日